

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から同年11月まで

私は、平成2年8月に勤務していた会社を退職し、国民健康保険に加入するため区役所に行ったところ、国民年金の加入も必要であると言われたので、国民年金に加入し1か月分の国民年金保険料を納付した。

その後も厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日（平成2年8月26日）の入力処理が、平成2年11月22日に行われており、申立人は、この頃に国民年金への加入手続を行ったものと考えられ、当該時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、A市B区役所では、「国民年金の加入手続により、現年度納付が可能な期間の納付書が発行されていた。」と回答していることから、申立人に対しても申立期間の納付書が発行されていたものと考えられる。

また、申立期間は4か月と短期間である上、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料が、2年12月27日に納付されており、その時点で、申立期間の保険料を未納のままにしていたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城厚生年金 事案 1987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和44年4月1日から平成17年1月26日までA社に勤務した。昭和50年6月頃から同年10月初旬頃までC社D支店に出向したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いため、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録、同社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年9月1日付けの月額変更の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と一緒にC社D支店に出向した同僚1名の資格喪失日も昭和50年9月30日と記録されており、事業主が資格喪失日を同年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が当該同僚も含めその資格喪失日を同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所は申立人に

係る同年9月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び④に係る標準報酬月額記録については、平成9年6月及び同年7月を30万円、同年8月から10年2月までを41万円、11年3月及び同年4月を26万円、同年5月を24万円、同年6月から同年9月までを41万円、同年10月を38万円、同年11月から12年2月までを41万円、同年3月を38万円、同年4月及び同年5月を41万円、同年6月及び同年7月を38万円、同年8月を41万円、同年9月を38万円、同年10月を41万円、同年11月を38万円、同年12月から13年5月までを41万円、同年6月を38万円、同年7月及び同年8月を41万円、同年9月を38万円、同年10月を41万円、同年11月及び同年12月を38万円、14年1月から同年3月までを24万円、同年5月から同年12月までを24万円、15年1月を38万円、同年2月を41万円、同年3月及び同年4月を38万円、同年5月を41万円、同年6月及び同年7月を26万円、同年8月を28万円、同年9月及び同年10月を26万円、同年11月を28万円、同年12月から16年2月までを26万円、同年3月から同年5月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、②及び④の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成14年5月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月1日から10年3月9日まで
② 平成11年3月1日から14年4月29日まで

③ 平成 14 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

④ 平成 14 年 5 月 22 日から 16 年 6 月 1 日まで

申立期間①、②及び④について、私は、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、標準報酬月額が低く届出されているので記録を訂正してほしい。

申立期間③について、私は、平成 14 年 4 月末まで A 社に勤務し、同年 5 月に再度同社に入社した。同年 4 月分も厚生年金保険料を控除されているので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する平成 9 年 6 月から 13 年 11 月までの家計簿及び同年 1 月から 16 年 5 月までの給料明細書並びに事業主の証言から確認又は推認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、9 年 6 月及び同年 7 月を 30 万円、同年 8 月から 10 年 2 月までを 41 万円、11 年 3 月及び同年 4 月を 26 万円、同年 5 月を 24 万円、同年 6 月から同年 9 月までを 41 万円、同年 10 月を 38 万円、同年 11 月から 12 年 2 月までを 41 万円、同年 3 月を 38 万円、同年 4 月及び同年 5 月を 41 万円、同年 6 月及び同年 7 月を 38 万円、同年 8 月を 41 万円、同年 9 月を 38 万円、同年 10 月を 41 万円、同年 11 月を 38 万円、同年 12 月から 13 年 5 月までを 41 万円、同年 6 月を 38 万円、同年 7 月及び同年 8 月を 41 万円、同年 9 月を 38 万円、同年 10 月を 41 万円、同年 11 月及び同年 12 月を 38 万円、14 年 1 月から同年 3 月までを 24 万円、同年 5 月から同年 12 月までを 24 万円、15 年 1 月を 38 万円、同年 2 月を 41 万円、同年 3 月及び同年 4 月を 38 万円、同年 5 月を 41 万円、同年 6 月及び同年 7 月を 26 万円、同年 8 月を 28 万円、同年 9 月及び同年 10 月を 26 万円、同年 11 月を 28 万円、同年 12 月から 16 年 2 月までを 26 万円、同年 3 月から同年 5 月までを 24 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立期間①、②及び④における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、家計簿及び給料明細書並びに事業主の証言から確認又は推認できる厚生年金保険料額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録された標準報酬月額が申

立期間の全てにおいて一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人が所持する給料明細書及び元同僚の証言により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の所持する平成14年4月分の給料明細書の保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成14年4月29日とする届出を社会保険事務所に行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 1989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年12月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月22日から37年2月1日まで

私は、昭和34年6月からD社に勤務し、36年6月下旬に取引先のA社C支店に出向した。給料は、当初はD社から支給されていたが、37年1月頃からA社C支店から支給されるようになった。

出向した際に未加入期間ができるのはおかしいので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和36年12月22日にD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、昭和36年6月下旬にD社からA社C支店に出向したとしているところ、オンライン記録においては、同年12月22日にD社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、同日をA社の被保険者資格の取得日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和37年2月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城厚生年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額の記録を平成17年7月25日は22万2,000円、18年7月25日は24万円及び同年12月25日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月25日
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月25日

私は、A社に勤務し、各申立期間に賞与の支払を受け、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の賞与の記録が抜けているので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年、18年の所得税源泉徴収簿及び19年の賃金台帳並びに申立人が所持している給与明細書及び預金通帳により、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与に係る給与

明細書の厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 25 日は 22 万 2,000 円、18 年 7 月 25 日は 24 万円及び同年 12 月 25 日は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届を提出したとしているが、申立人と同様に賞与の支給を受けたとする全ての元同僚についても賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成13年11月から15年3月までは26万円に、同年4月から17年2月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から17年3月1日まで

私は、平成5年1月から17年3月までA社に勤務したが、申立期間の標準報酬月額が減額され届け出られている。

当該事業所の給料支払明細書のとおり、申立期間もそれ以前と変わらない給与を支給され厚生年金保険料も控除されている。

給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人は、申立期間の一部について給料支払明細書を所持しているところ、当該明細書によれば、申立人は、毎月34万円の給与が支給され、厚生年金保険料として2万1,750円が控除されていたことが確認できること

から、申立期間のうち給与明細書の無い期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額についても同様の金額であったことが推認される。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 13 年 11 月から 15 年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から 17 年 2 月までは 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給与より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たとしていることから、事業主は給与支払明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城厚生年金 事案 1992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②に係るA社C工場における資格取得日は昭和40年2月1日であると認められることから、厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月14日から同年2月1日まで
② 昭和40年2月1日から同年2月14日まで

私の父は、A社に昭和6年4月に入社し、42年3月末に定年で退職するまで働いていた。当時は終身雇用の会社が多く、同社も例外ではなく、転勤のたびに厚生年金保険の加入期間が抜けることは考えられない。申立期間について継続して厚生年金保険に加入していたはずなので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の保管する人事記録、同社からの回答及び申立人が当時の出来事を記録していた日記帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年2月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場にお

ける昭和 39 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、A 社 C 工場において昭和 40 年 2 月 14 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A 社の保管する人事記録、同社からの回答及び申立人が当時の出来事を記録していた日記帳から、申立人は、昭和 40 年 2 月 1 日に同社 B 工場から同社 C 工場に異動したことが認められることから、申立人の同社 C 工場における厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録を同年 2 月 1 日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年5月から15年2月までは50万円、同年3月は38万円、同年4月から19年3月までは50万円、同年4月及び同年5月は62万円、同年6月及び同年7月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年8月1日から21年1月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額62万円、19年6月から同年8月までは標準報酬月額47万円、同年10月から同年12月までは標準報酬月額62万円、20年5月から同年7月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年8月は62万円、同年9月から同年12月までは47万円、20年1月から同年7月までは62万円、同年8月から同年12月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月21日から21年1月1日まで
私は、申立期間にA社で勤務していた。

私が保管している給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（30万円から62万円）とねんきん定期便の標準報酬月額（30万円から36万円）が相違しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年6月21日から21年1月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間の

うち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 11 年 6 月 21 日から 19 年 8 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 8 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成 11 年 6 月 21 日から 19 年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成 14 年 5 月から 15 年 2 月までは 50 万円、同年 3 月は 38 万円、同年 4 月から 19 年 3 月までは 50 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 62 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 47 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が平成 14 年 5 月から 19 年 7 月までの全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間に係る標準報酬月額のうち、平成 11 年 6 月から 14 年 4 月までの期間については、社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が、給与支払明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と一致していることから、当該期間について、記録訂正する必要は認められない。

他方、申立期間のうち、平成 19 年 8 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期

間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年8月から20年12月までは36万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までは標準報酬月額62万円、19年6月から同年8月までは標準報酬月額47万円、同年10月から同年12月までは標準報酬月額62万円、20年5月から同年7月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年8月は62万円、同年9月から同年12月までは47万円、20年1月から同年7月までは62万円、同年8月から同年12月までは47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年11月30日、資格喪失日は、27年9月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 1 月 6 日から 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 26 年 11 月 30 日から 27 年 9 月 1 日まで

昭和 18 年 1 月 6 日から勤務したC社D支店（昭和 26 年 5 月 1 日にA社に組織変更）に係る年金記録について照会したところ、19 年 6 月 1 日資格取得となっており、申立期間①については加入事実が確認できないとの回答をもらった。

また、昭和 26 年 11 月 30 日にA社B事業所で資格喪失、27 年 9 月 1 日に同社E事業所で資格取得となっており、申立期間②が未加入となっていることが分かった。

昭和 18 年 1 月 6 日に入社してから、56 年まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子の配偶者が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社が保管する人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が当該期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 26 年 5 月 1 日に資格を取得し、同年 11 月 30 日に資格を喪失した後、当該被保険者名簿の同一ページにおいて、同日に資格を再取得している記

載が確認できるところ、当該資格記録の資格喪失年月日欄が空欄となっている。

さらに、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立期間②直後のA社E事業所における被保険者資格記録は昭和27年9月1日取得となっているが、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日に係る記載は不明瞭であり、当該被保険者名簿の備考欄には「取得月日不明」と後から記載された形跡が確認できる。

以上のことから、社会保険事務所（当時）における申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

したがって、A社B事業所における申立人の資格喪失日については、前述のとおり、資格喪失年月日欄が空欄となっているため不明であるものの、申立人が申立期間②も継続して勤務していたことが確認できること、及び当該期間後は昭和27年9月1日に同社E事業所において資格を取得していることなどを総合的に判断すると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は26年11月30日、資格喪失日は27年9月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の記載から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、上記人事記録によると、申立人が、昭和18年1月6日からC社D支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びC社D支店に係る労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日と記載されているところ、当該被保険者名簿の前後のページに記載された被保険者95名全員が同日に資格取得していることが確認できる。これは、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）に基づき、年金制度の対象が一般労働者に拡大されたことにより、それまで対象外とされていた者が一斉に資格を取得したことをうかがわせる。

また、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の被保険者資格期間を昭和19年10月1日から計算する旨の記載が確認できるところ、これは、一般労働者が制度の拡大により厚生年金保険の被保険者資格を同年6月1日に取得した場合において、厚生年金保険法附則第1条、第3条及び第5条の規定に基づき、保険料徴収及び保険給付の対象となるのが同年10月1日以降の期間とされていたことによるものと考えられることから、申立人は、申立期間①当時、労働者年金保険法（昭和16年3月11日法律第60号）の対象となる筋肉労働者に該当しなかったものと推測される。

さらに、A社では、申立人の申立期間①当時の具体的な業務内容について不明としている上、当該期間に係る保険料控除に関する資料は保管していないとしており、ほかに当該期間に係る保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、昭和54年10月を24万円、同年11月及び同年12月を22万円、55年1月を18万円、同年2月から同年9月までを22万円、同年10月を20万円、同年11月から56年2月までを26万円、同年3月から同年5月までを20万円、同年6月から同年8月までを24万円、同年9月から57年4月までを26万円、同年5月を20万円、同年6月から58年1月までを26万円、同年2月を22万円、同年3月を26万円、同年4月から同年9月までを28万円、同年10月を26万円、同年11月及び同年12月を28万円、59年1月から同年3月までを26万円、同年4月から同年10月までを28万円、同年11月を26万円、同年12月を28万円、60年1月を30万円、同年2月を28万円、同年3月及び同年4月を22万円、同年5月から同年9月までを28万円、同年10月及び同年11月を22万円、同年12月を28万円、61年1月から62年9月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、昭和63年1月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月1日から62年10月31日まで
② 昭和62年10月31日から63年1月1日まで
昭和54年3月から62年12月まで勤務したA社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、標準報酬月額が支給されていた給料より低く記録されていた上、同年10月31日資格喪失となっており、申立期

間②が未加入となっていた。

提出した給料支払明細書のとおり、給料から厚生年金保険料を引かれていたので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社発行の給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び給料支給額から、昭和54年10月については24万円、同年11月及び同年12月については22万円、55年1月については18万円、同年2月から同年9月までについては22万円、同年10月については20万円、同年11月から56年2月までについては26万円、同年3月から同年5月までについては20万円、同年6月から同年8月までについては24万円、同年9月から57年4月までについては26万円、同年5月については20万円、同年6月から58年1月までについては26万円、同年2月については22万円、同年3月については26万円、同年4月から同年9月までについては28万円、同年10月については26万円、同年11月及び同年12月については28万円、59年1月から同年3月までについては26万円、同年4月から同年10月までについては28万円、同年11月については26万円、同年12月については28万円、60年1月については30万円、同年2月については28万円、同年3月及び同年4月については22万円、同年5月から同年9月までについては28万円、同年10月及び同年11月については22万円、同年12月については28万円、61年1月から62年9月までについては30万円に訂正することが妥当である。

また、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び給料支給額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額及び給料支給額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除

く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和54年3月1日から同年10月1日までの期間については、上記給料支払明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細書及びA社の元取締役の証言により、申立人は、当該期間についても同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和62年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日より後の63年5月13日付けで、事業主及び申立人を含む被保険者全員について62年10月31日に遡って資格喪失する処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、同社は平成8年1月5日まで法人事業所であったことが確認できる上、申立人の申述内容及び当該事業所の元取締役の証言により、同社は昭和63年3月頃まで事業を継続していたものと考えられることから、少なくとも同年3月頃までは厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、62年10月31日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、取締役ではなかったことが確認できる上、同社の元取締役が、同社の社会保険関係事務は全て代表取締役が行っていたと証言していることから、申立人が当該被保険者資格の遡及喪失処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和62年10月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない。また、申立人の資格喪失日については、元取締役の証言及び申立人の所持する上記給料支払明細書から、63年1月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、3万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、3万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、3万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、4万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、4万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、3万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、3万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、3万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、3万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、3万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、3万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、2万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、2万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、3万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、3万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、3万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、3万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、3万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、3万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、3万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、3万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成17年8月25日の標準賞与額に係る記録を、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月25日

私は、A社から賞与の支払を受けたが、事業所から社会保険事務所（当時）への届出が遅れてしまったため、時効により厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。保険料は賞与から控除されていたので、給付額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳一覧表によると、申立人は、平成17年8月25日において、3万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年9月15日）に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年5月まで

私は、平成2年8月末にA事業所を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料と任意継続健康保険料とを合わせて4万円ぐらい納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年8月末にA事業所を退職した後に国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年11月14日に払い出されており、B町の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は、A事業所の後に勤めた会社を退職した同年8月14日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の所持する2冊の年金手帳のいずれにも、初めて被保険者となった日として「平成3年8月14日」の記載が確認できる上、申立期間当時、申立人に対して申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る任意継続健康保険料の領収証書を所持しているが、国民年金保険料の領収証書は所持しておらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から49年3月まで
昭和44年5月の婚姻後間もなく、夫が私の国民年金の加入手続をした。
国民年金保険料は、夫が銀行で3か月分ずつ納付書で納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月の婚姻後間もなく国民年金への加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和40年1月19日に申立人に対し、A町において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、当該手帳記号番号による国民年金被保険者資格は、同年5月21日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより喪失されており、その後、当該手帳記号番号で国民年金に加入した記録は見当たらない。

また、国民年金受付処理簿によれば、申立人は、現在の基礎年金番号である国民年金手帳記号番号で昭和49年4月26日に任意加入により国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人に対してこれらの番号以外に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このため、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫が記憶する納付金額は、任意加入した当初の昭和49年度の保険料額であり、申立期間当時の保険料額とは異なっている。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、老後のことを考えて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。

申立期間は国民年金保険料を納付していない期間とされているが、当時、生活に困っていたわけでもないのに、3年間も納付していなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、昭和 58 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失しており、その後、61 年 4 月に第 3 号被保険者資格を取得するまでの間、国民年金に加入した記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、上記国民年金被保険者名簿の昭和 58 年 4 月の欄には、国民年金保険料を納付する必要が無いことを示す「 $\text{\textcircled{不}}$ 」の記載があり、それ以降の欄（昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで）は空白であり、保険料の納付記録は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から61年3月まで
昭和58年9月の婚姻後、夫の仕事の関係でA町に転居したが、その際に、母親から勧められ国民年金に任意加入したことを覚えている。
申立期間について国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、昭和59年1月13日に国民年金に任意加入したことが確認できるが、同被保険者名簿に記載された国民年金手帳記号番号は二重線で抹消され「取消」と表示されており、申立人の所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号も二重線で抹消され「取消」と表示されている。

また、A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、申立人の年金手帳の写しが添付されているが、それに昭和59年2月16日付けの同町の受付印が押されており、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号の処理経過欄に「資格取消 59.4.10」と記載されている。

以上のことを踏まえると、申立人は、昭和59年1月13日に任意加入による国民年金被保険者資格を取得したものの、同年2月16日に資格喪失手続を行ったことから、当該加入記録は同年4月10日に取り消されたものと推認される。

さらに、申立人の所持する2冊目の年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人は、昭和61年4月1日に別の国民年金手帳記号番号により第3号被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付状況についての記憶が定かではない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年3月まで
申立期間について国民年金保険料が未納とされているが、父親から言われて国民年金に加入して以降、まじめに市役所で納付していた。
領収書等は見当たらないが、申立期間も納付していたはずなので国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和52年6月に離婚しているところ、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によれば、両人の申立期間の直前3年間に係る国民年金保険料の納付月はおおむね一致していることから、夫婦一緒に保険料が納付されていた状況がうかがえるが、元夫も、申立期間のうち50年4月から同年9月までの保険料は未納とされている上、元夫の同年10月から52年3月までの保険料は申立人との離婚後に過年度納付されていることが確認できる。

また、上記名簿によれば、申立人の申立期間後の国民年金保険料は、離婚後に納付されているが、申立人は、申立期間の保険料を離婚後に過年度納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月12日から同年6月14日まで
② 昭和23年6月14日から同年9月27日まで

私は、昭和23年5月12日からA氏所有の船舶Bに乗っていた。同年6月14日に所有者がC事業所に変更となったが引き続き乗船しており、同年9月27日に漁期終了にて雇止めとなった。

申立期間①及び②について、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及びC事業所が保管する乗組員の「辞令関係綴」等によると、申立人が申立期間①及び②に船舶Bに乗っていたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、A氏に係る船員保険被保険者名簿によると、同氏が船員保険の適用船舶所有者となったのは、当該期間後の昭和23年12月1日となっていることが確認できる。

また、船舶所有者の孫は、「当時の船舶所有者は既に死亡しており、当時の状況について承知している人は誰もいない上、資料が無いため、申立人に係る船員保険の届出状況、船員保険料の控除等については不明である。」と回答している。

申立期間②については、C事業所の船舶所有者名簿によると、同事業所では複数の船舶を所有しているが、船舶名が船舶Bとなっている船員保険被保険者名簿において確認できる被保険者は、昭和25年5月1日又は同年7月1日に初めて船員保険の被保険者資格を取得しており、このうち氏名が確認できる者についてオンライン記録における船員保険の加入記録を確認したが、申立期間②に船員保険に加入している者は見当たらない。

また、C事業所では、「当時の資料が無いため、申立人に係る船員保険の届出状況、船員保険料の控除等については不明である。」と回答している。

さらに、申立期間①及び②について、船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録をみると、申立人が所持する船員手帳に記載されている船長及び申立人が記憶する漁労長が各申立期間に船員保険に加入した記録は見当たらず、ほかに申立人が各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 24 日から 41 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間について、A社製品を販売する営業担当として、B県C市にあったA社D店に勤務した。勤務したことを証明するものや給与明細書等の資料は所持していないが、結婚前の旧姓で勤務した記憶だけは確かであるので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る事業所に入社した経緯及び勤務状況についての記憶から、申立人が、A社製品を販売する事業所に勤務したことは推認できる。

しかしながら、申立人から聴取しても、事業所の責任者及び同僚等は不明であることから、申立てに係る事業所を特定することや勤務状況等についての証言を得ることはできなかったことに加え、B県内において、名称に「A社」を含む厚生年金保険適用事業所を調査したが、申立期間当時に申立人が勤務したとする事業所は確認できなかった。

また、申立期間以前からA社製品の販売を全国的に展開してきたE社は、B県C市に同社の直営店を開設したのは、昭和 53 年以降のことであり、それ以前は、同県内に同社の支店や直営販売店は無かったと回答している。

さらに、E社の申立期間当時の厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 15 日から 38 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 37 年 7 月 15 日から 38 年 3 月頃までA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社において入社直後に撮影したとする写真について、当該事業所に照会したところ、当該写真の建物は、当該事業所の旧館であると証言していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立人が勤務していたか否かについては不明であるとした上で、申立人の厚生年金保険の加入状況について「50年近く前のことであり現在お答えできる資料が無い。」と回答している。

また、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある元従業員8名に照会したところ、3名から回答があったが、いずれも申立人を知らないとしている上、申立人は、当該事業所における同僚についての記憶が定かではなく、その当時の勤務状況等について証言を得ることができない。

さらに、申立期間における当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 57 年 6 月 1 日まで

私は、A社の事業主として、昭和 45 年 4 月の会社発足時（法人登記は、昭和 45 年 6 月）に厚生年金保険の加入手続を行い会社を運営していたが、厚生年金保険の加入記録が昭和 57 年 6 月 1 日からとなっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主として、昭和 45 年 4 月の会社発足時に厚生年金保険の加入手続を行い、厚生年金保険料が給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、厚生年金保険法により、個人事業主本人は厚生年金保険に加入することができないことから、申立期間のうちA社が法人となる昭和 45 年 6 月 18 日までの期間は、同社において厚生年金保険の加入資格を有することはできない上、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、57 年 6 月 1 日であり、同日以前に、同社が適用事業所となっていた記録は見当たらない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 57 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の者に照会したところ、同社の元役員 1 名及び同僚 1 名は、申立人は、当該事業所の事業主であるが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については分からないと回答している。

さらに、上記元役員は、自身の給与からの厚生年金保険料の控除について、「当初は控除されておらず、加入記録のある昭和 57 年頃から控除されたと思う。」としている上、オンライン記録によれば、当該元役員は、

A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 57 年 6 月 1 日以前は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで
私は、平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 12 月 31 日まで A 社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の元役員及び複数の元同僚の証言から、期間の特定はできないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の申立期間当時の元役員は、申立人の勤務形態について、「厚生年金保険の加入記録が全く無いのであればアルバイトだと思う。」としているほか、申立期間当時の社会保険事務の担当者は、「作業員は、一週間で辞める人もいれば 3 日で辞める人もいて、社長から指示された人についてのみ厚生年金保険の加入手続をしていた。」と回答しており、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の加入記録のある 11 名に照会したが、申立人を知っていると回答した 2 名は、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除については分からないとしている上、申立人が記憶している元同僚にも照会したが、当該元同僚は、派遣職員として当該事業所に勤務した時に申立人と知り合ったが、申立人の厚生年金保険料の控除については分からないと回答している。

さらに、A 社は、平成 19 年 10 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主へ照会したが回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できなかった。

加えて、オンライン記録において、A 社の被保険者記録を確認したが、

申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 3 年 8 月末に A 社 B 事業所を退職し、同年 9 月からは、C 社（現在は、D 社）に入社し、同時に E 社（現在は、F 社）に出向し勤務した。

ねんきん定期便で平成 3 年 8 月の保険料欄が空欄になっているが、E 社の給与明細書で控除されていることが確認できるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 3 年 8 月 30 日まで A 社 B 事業所に勤務したとしているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、A 社での離職日は同年 8 月 30 日であることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日と合致している。

また、A 社は、「当社では、末日まで在籍している者についてのみ翌月分の給与から社会保険料を控除しているため、平成 3 年 8 月 30 日に依願退職している申立人については、当時、保険料控除、納付のいずれも行っていないと考えられる。」旨回答している。

さらに、申立人の所持する A 社の給与支給明細書によると、平成 3 年 8 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、G 厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届等の申立人に係る資格喪失日は平成 3 年 8 月 31 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

一方、D 社が提出した在籍証明書によると、申立人の雇用年月日は平成

3年9月1日であり、申立人は、同日付けでE社へ出向しており、F社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年9月1日であることが確認できる。

また、企業年金連合会の回答によると、申立人に係るH厚生年金基金の加入員資格取得日は平成3年9月1日であるとともに、I健康保険組合によると、申立人の同健康保険組合の被保険者資格取得日は同年9月1日であるとしている。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、F社における資格取得日が平成3年9月1日であることが確認できる。

なお、申立人は、平成3年9月1日からC社に入社し、同日付けで出向したE社の給与明細書を所持しており、同年9月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、F社では保険料は翌月控除であると回答していることから、当該事業所の被保険者期間に係る厚生年金保険料が1か月分多く控除されており、その多く控除されている1か月分の保険料は、同年8月の保険料であるとしている。

しかしながら、申立人の申立期間について、E社における勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成3年8月の厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが確認できるが、申立期間においてE社に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2000 (事案 410 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 30 日から同年 12 月 9 日まで
先の申立てにおいて、船舶 A に乗っていた申立期間の船員保険の加入記録が認められなかった。

給料は水揚げに比例する歩合給で支払われたが、事業主が船員保険料を控除していたかどうかは不明であるものの、当時、一緒に乗船した同僚 2 名の名前を思い出したので再調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する船員手帳から、船舶 A (船舶所有者は、B 氏) に乗っていたことは確認できるが、i) 申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を有していないこと、ii) 船員手帳に記載されている雇入れから雇止めまでの期間が船員保険の加入期間であるはずと主張しているが、申立期間当時は船員保険の加入が雇入れの必須条件とはなっていなかったこと、iii) 船舶 A は、申立期間に船員保険の適用船舶となっていないこと、iv) 申立人が一緒に乗船していたとする船長は、別の船舶所有者 (C 氏) の船員保険被保険者名簿に昭和 29 年 10 月 30 日から 32 年 3 月 30 日までの加入記録が確認できるが、同名簿の船員保険被保険者証記号番号は連番で記載されており、欠番も無く、申立人の氏名は見当たらないこと、v) いずれの船舶所有者も、既に船員保険適用の船舶所有者ではなくなっており、当時の状況を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 20 年 12 月

26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の同僚2名を思い出したとして再申立てを行っているところ、船長の船員保険の加入記録が確認できる別の船舶所有者の船員保険被保険者名簿を確認したが、当該同僚の氏名はいずれも見当たらなかった。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳は、オンライン記録と一致しており、申立期間についての被保険者記録は確認できなかった。

このほか、委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 6 月 1 日まで
② 昭和 58 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 5 月 31 日までの期間は、A 事業所に、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、B 事業所に勤務していたが、厚生年金保険は未加入となっている。

双方の事業所に勤務した申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 事業所の回答及び当該事業所から提出された給与所得の源泉徴収票により、申立人が当該期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の金額欄には保険料控除額の記載が無いことから、厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①について、国民年金の被保険者となっている上、申立人が所持する年金手帳においても、国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番も無い。

加えて、当該事業所は、申立期間①当時の社会保険関係資料を保存していないため、申立人の社会保険加入の取扱い等の雇用条件については不明であるとしている。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の被保険者となっており、申立人がB事業所に一緒に勤務していたと記憶している同僚も、当該期間は、国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所は、申立期間②当時の賃金台帳等を保管していないとしていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 5 日から同年 12 月 17 日まで
昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月まで勤務した A 社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、38 年 3 月 5 日に資格喪失、同年 12 月 17 日に再取得となっており、申立期間は未加入との回答があった。途中で辞めることなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は、2 枚作成されていることが確認できる。1 枚目の被保険者原票には、昭和 36 年 4 月 1 日に資格を取得し、38 年 3 月 5 日に資格を喪失した被保険者記録が記載され、2 枚目の被保険者原票には、同年 12 月 17 日に再度資格を取得し、40 年 9 月 10 日に資格を喪失した被保険者記録が記載されているところ、当該 2 枚目の被保険者原票には新たな整理番号が付されている上、訂正等の不自然な記載は見当たらない。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 38 年 12 月 17 日資格取得、40 年 9 月 10 日離職となっており、申立人の A 社における 2 度目の厚生年金保険被保険者の資格取得日と雇用保険の資格取得日が一致している。

さらに、申立人と同時期に A 社で厚生年金保険の加入記録のある同僚のうち、住所が確認できる 5 名に照会し、3 名から回答を得たものの、申立人が申立期間も継続して勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

加えて、A 社は、昭和 49 年 8 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主とは連絡が取れないため、当時の人事記録及び賃

金台帳等の資料を確認できず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
② 昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 11 月 1 日まで

年金事務所に照会したところ、昭和 34 年 4 月から同年 7 月まで勤務した A 社について厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。

A 社には、高校の教師の紹介で入社し、地域では有数の会社であり厚生年金保険にも加入していたはずである。

また、昭和 34 年 8 月から勤務した B 社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、35 年 11 月 1 日資格取得となっており、申立期間②については加入事実が確認できないとの回答であった。

A 社を退職してから、父の知人の紹介で、間もなく B 社に入社した。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間①と近い時期に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、所在が判明した 2 名に照会したところ、いずれの同僚も、入社したとする時期から被保険者資格を取得するまでに相当程度の期間が空いていることから、同社では、必ずしも従業員全員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれ、申立人は、短期間で退職したために厚生年金保険の加入手続が行われなかったものと考えられる。

また、A 社は、既に解散しており、元代表取締役も死亡しているため、申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができず、

ほかに申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社から提出された社史により、申立人が昭和34年7月頃から同社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社から提出された昭和35年4月から同年6月までの期間、同年11月及び同年12月の給料計算表によると、同年4月から同年6月までの期間及び同年11月の申立人の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、同年12月の給与からは厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。同社は、現在の保険料控除方法は翌月控除であり、35年当時も同様に翌月控除であった可能性が高いとしていることから、同年11月分の厚生年金保険料が申立人の給与から初めて控除された保険料であり、申立期間②に係る保険料は給与から控除されていなかったものと考えられる。

また、雇用保険の記録においては、申立人の被保険者資格取得日は、昭和36年1月1日となっており、申立期間②については被保険者となっていない。

さらに、B社では、上記の社史及び給料計算表以外に当時の資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険の加入取扱いについては不明としており、ほかに申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年から 34 年まで

昭和 31 年から 34 年まで勤務したA社の厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

臨時雇用だったが、大きい会社だったので、厚生年金保険に加入していたのではないかと思う。給与から何か引かれていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、具体的な勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、申立人は、申立期間において、各年の9月頃から12月頃までは、漁船に乗っていたと説明しているところ、申立人の船員保険加入記録では、昭和32年9月5日から同年12月31日までの期間、33年9月1日から同年12月28日までの期間、34年9月1日から同年12月30日までの期間について、船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。仮に、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、前述の船員保険加入期間について、厚生年金保険から船員保険への切替手続が適正に行われていたとすれば、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出が合計6回同社から社会保険事務所（当時）に行われたこととなるが、いずれの機会においても、当該届出を社会保険事務所で記録していないことは、

通常の事務処理では考え難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、短期間の雇用を複数回繰り返されていたことをうかがわせる被保険者は見当たらないことから、同社では、申立人のように短期間の雇用を繰り返す従業員については、厚生年金保険に加入させない取扱いがあった可能性も否定できない。

加えて、A社は既に解散しており、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から32年9月28日まで
申立期間は、A社に勤務しており、脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った覚えは無い。
申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和32年9月28日）から約1か月後の昭和32年10月17日に支給決定がなされている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿にも脱退手当金を支給したことを示す「脱手」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。